

環境に影響を及ぼす地域に関する基準に  
該当すると認められる地域を記載した書類

平成 28 年 11 月

鴻巣市



## 第1章 都市計画決定権者の名称

### 1.1 都市計画決定権者の名称及び住所

#### 1.1.1 名称

鴻巣市

#### 1.1.2 代表者の氏名

鴻巣市長 原口 和久

#### 1.1.3 所在地

埼玉県鴻巣市中央 1-1

### 1.2 事業者の名称及び住所

#### 1.2.1 名称

鴻巣行田北本環境資源組合  
(構成：鴻巣市、行田市、北本市)

#### 1.2.2 代表者の氏名

管理者 原口 和久

#### 1.2.3 所在地

埼玉県行田市小針 856



## 第2章 対象事業の目的及び概要

### 2.1 対象事業の名称

#### 2.1.1 名称

鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理施設整備事業

#### 2.1.2 種類

廃棄物処理施設の設置(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

#### 2.1.3 所在地

埼玉県鴻巣市郷地・安養寺地区の一部

### 2.2 対象事業の目的

鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理施設整備事業は、鴻巣行田北本環境資源組合が策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び「広域処理に向けた基礎調査(広域化方針)報告書」に基づき、一般廃棄物（ごみ）の処理施設として熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤード、その他(管理棟、計量棟、余熱利用施設、調整池、駐車場、周回道路、管理用道路等)を整備する事業である。

### 2.3 対象事業の実施区域

対象事業実施区域は、鴻巣市郷地・安養寺地区であり、面積は約 5.5ha である。

### 2.4 対象事業の規模

ごみ処理施設の規模は表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 対象事業の規模等

施設	規模	備考
熱回収施設 (可燃ごみ処理施設)	約 249 t/日	炉数は2炉とする。
不燃・粗大ごみ処理施設	約 25t/日	
プラスチック資源化施設	約 17t/日	



### 第3章 環境に影響を及ぼす地域

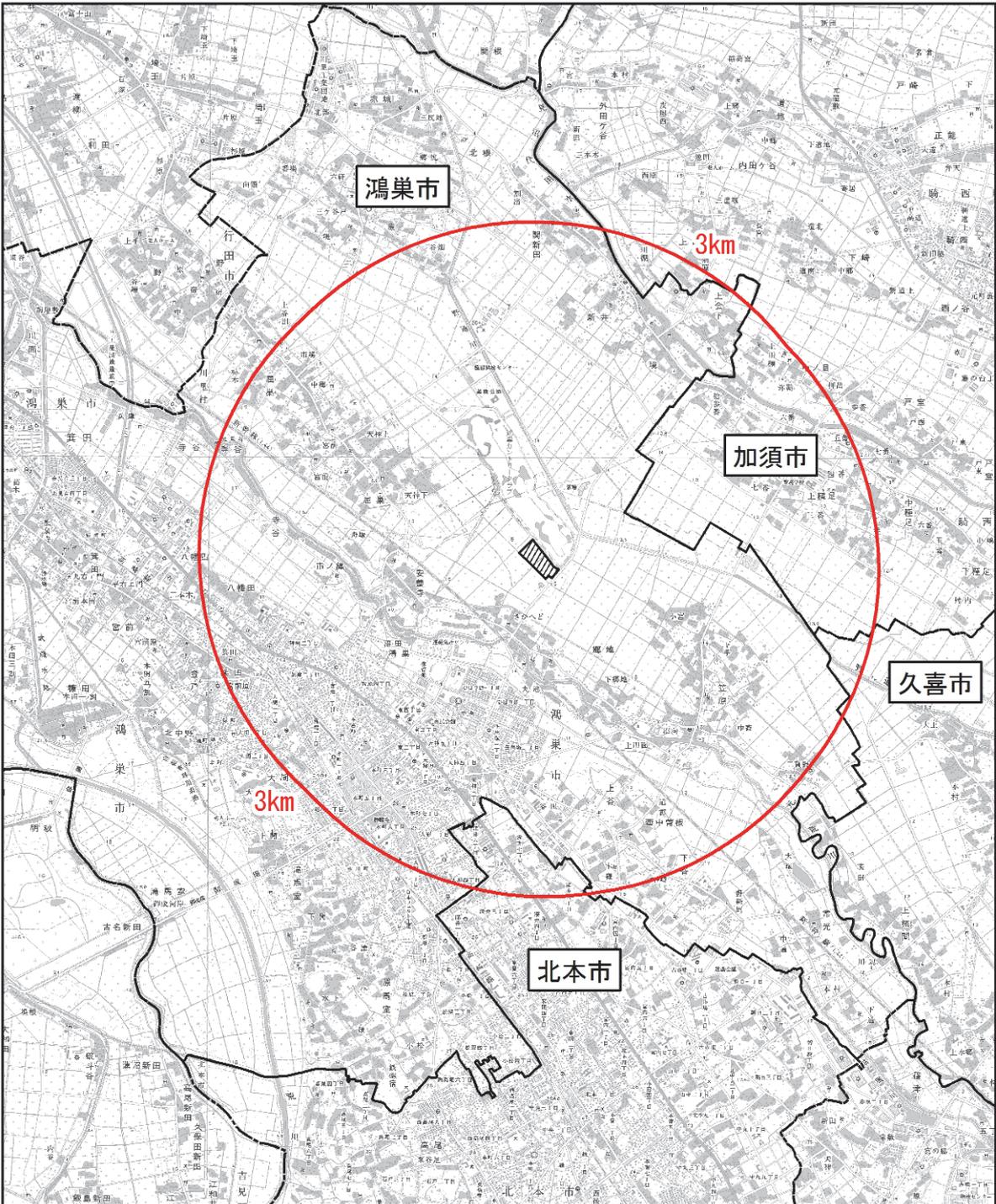
#### 3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定するものとする。

#### 3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 3-1 に示すとおり、以下の 4 市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 鴻巣市
- ・埼玉県 北本市
- ・埼玉県 加須市
- ・埼玉県 久喜市



<p>凡例</p> <p> 対象事業実施区域</p>	<p> 1:60,000</p> <p></p> <p>図 3-1 環境に影響を及ぼす地域</p>
---	--